

令和5年度 大村市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 5年 4月1日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、令和5年度における障害者就労施設等（同法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ）からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、第9条第3項の規定に基づき公表します。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、公営企業局、行政委員会事務局等を含む本市の全ての機関とします。

3 推進体制

副市長を委員長とする「大村市役所障害者優先調達推進会議」を設置し、以下の事項について検討します。

- (1) 調達の方針の策定に関すること。
- (2) 調達の進捗状況の確認及び調達に関する課題への対応に関すること。
- (3) 民需の促進と障害者の雇用促進のための奨励策等に関すること。

なお、本方針の担当窓口は福祉保健部障がい福祉課とし、市内の障害者就労施設等を中心に提供することができる物品・役務等の情報提供を本市の全ての機関に向けて積極的に行います。

4 令和5年度の物品等の調達目標

障害者就労施設等が提供することが可能な物品等を調達推進項目とし、令和5年度の目標額を決定しました。

区分	調達推進項目	金額
物品	食品類、農作物、記念品、その他の物品	2,700 千円
役務	印刷物、施設、公園等の除草・清掃作業、花壇管理 など	11,800 千円
合計額		14,500 千円

5 調達推進に関する取組事項

(1) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び大村市財務規則（昭和39年大村市規則第8号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達を推進します。

(2) 仕様書の記載、納期の設定等について

物品等の調達にあたり仕様等を定める場合は、障害者就労施設等の特性に配慮したわかりやすいものとし、十分な納期の確保に努めます。また、事業所により多くの受注機会を与えるため、分割発注の実施についても検討を行います。

(3) 調達業務に関する情報提供及びフィードバック

障害者就労施設等に対し、物品や役務の受注機会の増大に寄与することができるよう本市の調達実績の情報を提供するとともに、調達した物品等に対して発注部署から十分な意見聴取を実施し、発注部署、受注施設の双方の益につながるようフィードバックを行います。

(4) 長崎県障害者共同受注センター等の活用等

一つの事業所では対応できない大量な物品等の発注には、長崎県障害者共同受注センター等を活用し、効果的、効率的な調達に努めます。

また、大村市障がい者施設ネットワーク協議会が実施する「オレンジ・クローバー販売会」に市のイベントや市の施設の空きスペースを提供するとともに、本市職員及び来庁者が障害者就労施設等の物品等を購入する機会を確保します。

(5) 就労訓練の場の提供等

障害者就労施設等に対し、役務調達を推進する足がかりとして、施設外就労先としての就労訓練の場を提供します。

(6) 業務委託先等に対する協力依頼

市と業務委託（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）等を行っている相手方に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めます。

(7) シルバー人材センター等への配慮

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めます。

(8) 障害者雇用事業所に対する加点評価制度

市内に本店を有し、一定数以上の障害者を雇用する建設工事（一部の工種に限る。）の有資格業者に対する格付認定において、加点評価を行います。

6 調達の実績の公表

調達の実績について、当該年度終了後速やかに取りまとめ、遅滞なく市のホームページを通じて公表します。

7 その他の取組み

障害者就労施設等と連携・協力を図りながら、需要が見込まれる役務に重点を置き、障害者就労施設等へ積極的に情報提供を行うとともに、障害者就労施設等においては、需要に対応できる仕組みを構築することで、障害者就労施設等の一層の調達拡大を図ります。